

更 正 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

右当事者間の平成九年ネ第四五九九号損害賠償等請求控訴事件について、平成一二年九月一四日当裁判所が言い渡した判決に明白な誤りがあるので、控訴人の申立により、次のとおり決定する。

主 文

右判決二三ページ七行目に「マカオ港を」とあるのを「マレーシアの港クアラ・バラムを」と更正する。

平成一二年一一月九日

東京高等裁判所第四民事部

裁判長裁判官 矢崎秀一

裁 判 所

裁判官 原田敏章

裁判官 木下秀樹

控訴当事者

タイワン・ファイヤー・アンド・マリー  
ン・インシュアランス・カンパニー・リ  
ミテッド

控訴

人

モー・ガーン・リヤン

右代表者

右訴訟代理人弁護士

樹本正

右代表者

被控訴人

ユニソン・ナビゲーション・コーポレー  
ション

右代表者

右代表者社長

シード・シード・リン

右代表者

被控訴代理人

日本船主責任相互保険組合

右代表者

小林友

右代表者

次

裁判所

右両名訴訟代理人弁護士

近中藤村

誠誠

以

上一一

右

同

右は正本である。

平成二年一月九日

東京高等裁判所第

民事部

裁判所書記官

須栗

剛

